健康診断実施機関ネットワーク利用による 事業場健康管理の質向上

3年計画中3年目

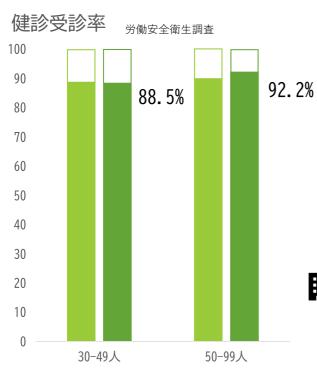
研究代表者 山口産業保健総合支援センター 相談員 奥田昌之 研究分担者 山口大学保健管理センター 教授 山本直樹 山口大学保健管理センター 保健師 梅本智子

2022年10月3日 令和4年度(第27回)産業保健調査研究発表会

事業場(労働安全衛生法)、事業所(健康保険法)を厳格に区別していません。

1

背景と課題



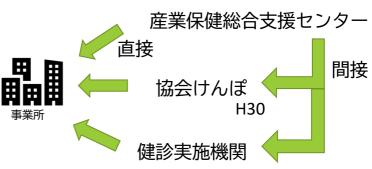
ほとんどの 事業所が健康診断を行っている



規模が小さいほど

健康診断を有効活用できていない

- ・保健指導
- ・医師の就業判定 R01, H28,29



■平成25 ■令和2

令和3年度

- ① 健診実施機関自体での 健康診断の質向上の取り組みについて先進地調査
- ② 健診実施機関に焦点をあてた 情報提供による質向上の働きかけ
- ③ 令和元年から2年経過した現在(令和3年度)の 事業所の健康診断制度の状況調査

3

① 先進地の事例

方法:電話インタビューと東京都では会報をWeb閲覧

千葉県

産業保健健康診断機関協議会

目的:健康診断の質向上、健診実施機

関の相互理解と結束

設立:平成1年

会員:主に巡回健診24機関

研修会:総会を含めて年2回

メンタルヘルス、新しい検査機器、 検査方法などの話題について講師を

招いている。

東京都

産業保健健康診断機関連絡協議会

目的:速やかで正確な労働衛生の法改 正や通達情報などを知ってもらい健 診事業に活かしてもらう。

設立: 平成10年。全衛連会員機関の有 志5機関が発起人

会員: 41機関

研修会:年に2回。

法令の読み方、有所見判定、パーソ ナルヘルスレコードや健診標準 フォーマットなど

その他:検査データの統一化について 取り組んでいる。

> 懇親会での情報交換 労働局、産保センター支援

① 先進事例からわかったこと

共通して行っていること

- 自主的な組織(支援もあり)
- •情報提供
- 会員(に所属する職員)の交流

山口県

- ・全衛連の会員が一機関。自主的な機運は期待薄
- ・情報提供は、センター視点で可能
- ・COVID-19流行が収まれば、職員の交流も可

5

② 健診実施機関への働きかけ

対象 71機関

センターが把握している特殊健康診断実施機関 全国健康保険協会山口支部が契約している機関

受付、営業、予約の担当者

RO1調査結果 回答者の健診に関する知識向上に関する態度や機会

実施内容

セミナー
(会場、オンライン、オンディマンド)
案内状の送付
郵送による情報提供
厚生労働省の通知や指針

研修会	郵送調査(33)
参加の意向	
ぜひ	8
喜んで	20
参加したくない	4
空欄・回答なし	3
参加のための外出	
可能	13
制限がある	14
参加できない	6
空欄・回答なし	1

② 健診実施機関への働きかけ

セミナー (R03)

- 1)健康診断の目的
- 2) 二つの健診(特定健康診査と健康診断の違い)
- 3)健診項目
- 4)事後措置
- 5)特殊健康診断

- / 100 1 / = 10 10						
回目	実施方法	実施日程	参加人数	備考		
1回目	オンライン	10月27日	7人	オンラインアプリでアンケート		
2回目	オンライン	11月09日	10人	オンラインアプリの不具合で、		
				メールでアンケート		
3回目	対面	12月14日	4人	参加後アンケート		
4回目	オンディマンド	12月20~22日	26人	メールでアンケート		
5回目	オンディマンド	1月11日	13人	メールでアンケート		
6回目	対面	2月15日	0人	中止		

合計60人 (アクセス数)

7

② 健診実施機関への働きかけ

セミナー事後アンケート

取り組みたいことはなにですか。

44人中 複数回答

	回答数
健診標準フォーマット	11
実施機関間の情報交換	10
検査の標準化	8
実施機関間の判定区分の統一	7
Personal Health Record (PHR)	3

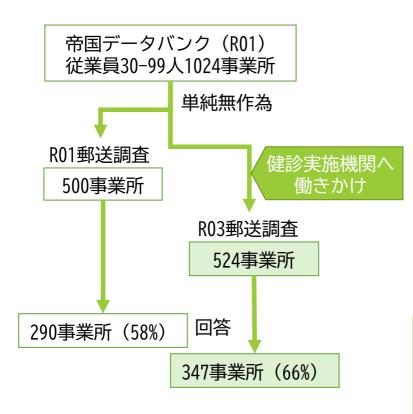
郵送による情報提供の質問

- 1)要精密検査等で、医療機関を 受診する費用を事業者が負担す べきか。
- 2) 二次健康診断の負担は、事業者負担で可能か。
- 3)特殊健康診断の問診票は、個 人結果票と一緒に事業者に渡さ ないといけないのか。
- 4)健診実施機関は事業場と契約 を交わしていないが、効力があ るのか。



情報提供・情報共有の機会を増やしていく

③ 事業所の状況



調査内容

- ・健診実施方法 <u>検査</u>、場所、保管
- ・事後措置方法 <u>意見聴取</u> 結果活用 保健指導
- ・業種・労働者数

集計の分類 検査者

- ・保険組合
- ・複合
- ・外部機関
- ・自社

労働者数

- ・50人未満
- •50人以上

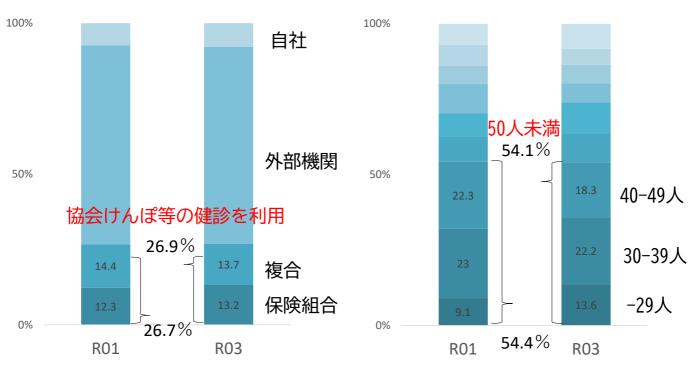
9

1.7

③ 事業所の状況 対象の特徴

健診検査を行う者

対象の特徴 回答の労働者数



高齢者医療確保法第21条2

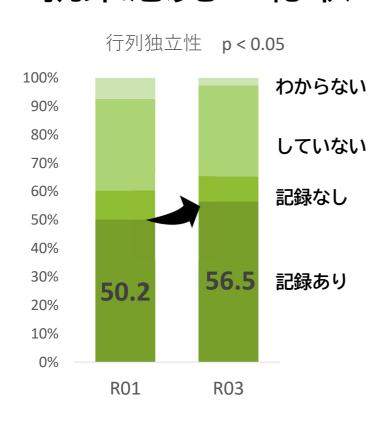
委託をしようとする事業者等は、その健康診断の実施 に必要な費用を保険者に支払わなければならない。

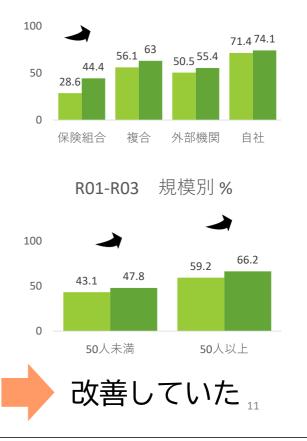
業種もほとんど同じ

③ 事業所の状況 就業意見の聴取

記録ありの内訳

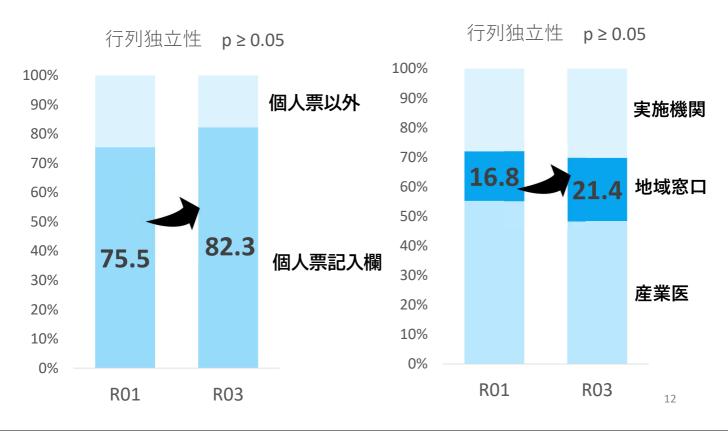
R01-R03 健診検査別%





③ 事業所の状況 就業意見の記録

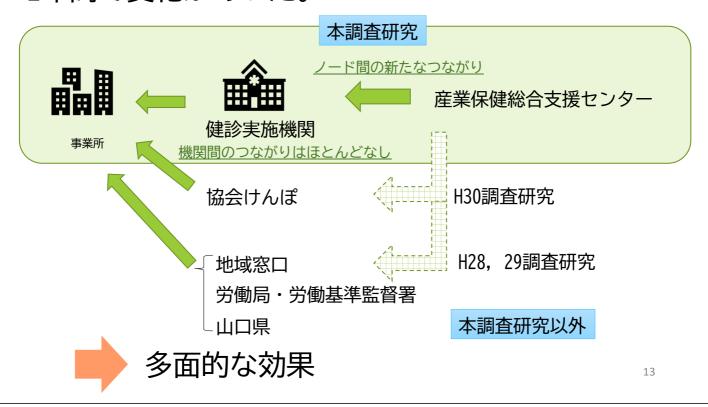
意見聴取の医師



まとめ1

社会ネットワーク ひとつ以上の関係により結びつけら れたノードからなる社会的な構造

2年間で変化があった。



まとめ2

医師の就業の意見聴取について向上した。 Question 労働者の健康向上につながるか?

仮説:意見聴取の体制 → 事業場の労働者の健康

報告がない。

医中誌・厚労科研

例1 就業措置→血圧低下

例2 就業措置数をアウトカム

医師など産業保健職が労働者の健康状態把握にさらに注意を向ける きっかけになっていることを示唆



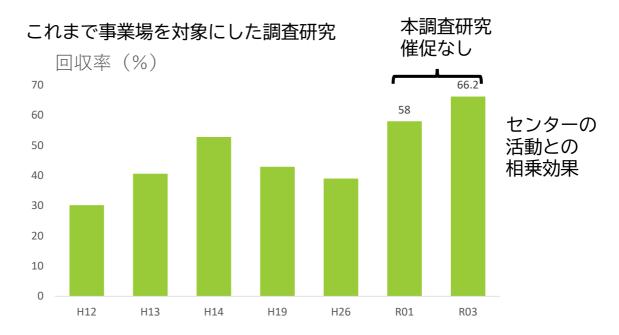
今後の検討課題

意見の記入が事業場単位として 労働者の健康向上に寄与するかどうか。

14

まとめ3

事業所調査 回収率が高い(66%) 2年度に分けた全数調査である。





結果の強味 調査票のわかりやすさ、切手利用、調査の継続

最後に

産業保健総合支援センターから

健診実施機関へのアプローチを

継続する 特殊健診、協会けんぽ契約機関

拡大する 診療所など国保契約の機関

できれば、交流の機会

労働者の健康に寄与するか 他のセンターへ波及させられるか

ご清聴ありがとうございました。